



令和7年度 村上市かん水用機械等整備対策事業費補助金

村上市

村上市では農作物の渇水対策として、かん水に係る費用の一部を支援します。

交付対象者及び要件

かん水を必要とする水稲・園芸作物を作付している農業者及び農業者等の組織する団体で、以下の要件に該当する者

- (1) 水稲作付者で、かん水実施必要面積が令和7年産水稲作付面積の30%以上又は30a以上
- (2) 園芸作物作付者で、かん水実施必要面積が10a以上
- (3) 市税等の滞納がないこと

対象期間

令和7年7月17日（木）から令和7年9月30日（火）まで

補助対象事業

【かん水用機械等整備対策事業】

○事業内容…かん水用機械等の借上げ又は購入に要する経費^{注1 注2 注3}

注1) 新規購入分のみを対象とし、経年劣化等による更新は対象外

注2) 購入については、農業者個人は対象外

注3) 給水期間中であっても、十分な降雨を確認次第終了する

○補助率…かん水用機械等の借り上げ、購入に要する経費の1/2以内または下表に記載の上限額

支援対象経費	上限額	
	支援対象基準額	支援金額
ポンプ車等の借上料	18,700円/日	9,350円/日
ポンプの借上料	3,200円/日	1,600円/日
重機借上料 ^{注4}	49,000円/日	24,500円/日
重機運搬費	79,000円/台	39,500円/台
ポンプの購入費	93,100円/台	46,550円/台
ホースの購入費	8,800円/巻	4,400円/巻
ポリタンク(500ℓ以上)の購入費	28,700円/個	14,350円/個

注4) 重機借上料にはオペレーター、燃料費等の経費を含んでいます。

○必要書類…裏面に記載

【かん水用機械等燃料費助成事業】

- 事業内容…かん水用機械等に要する燃料費を支援
- 補助率…かん水用機械等に要する燃料費の1/2以内
- 必要書類…以下に記載

必要書類

書類	購入	借上	燃料費
申請書	○	○	○
ほ場の位置図		○	○
領収書のコピー	○	○	○
納品写真及び使用している写真	○	○	○
請求書のコピー		○	
機材の型式が分かる資料（カタログ等）			○
機材の使用状況が分かる資料（作業日報等）			○

申請方法

- 申請書…「村上市かん水用機械等整備対策事業補助金交付申請書」
※申請書等の様式は市ホームページ又は農林水産課、各支所産業建設課で受け取れます。

- 添付書類…上記、必要書類のとおり
- 申請書提出期限…令和7年11月28日（金）
- 申請書提出場所…村上市農林水産課及び各支所産業建設課

こちらの二次元コードから
詳細を確認できます



○その他

ポンプ購入費及び燃料の購入費等には、合意形成のうえ、「多面的機能支払交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」を活用することができます。農業者等の負担が軽減されますので、活用をご検討ください。

【問合せ先】

村上市役所	農林水産課農業振興室	電話：0254-53-3369
	荒川支所産業建設課	電話：0254-62-3105
	神林支所産業建設課	電話：0254-66-6114
	朝日支所産業建設課	電話：0254-72-6883
	山北支所産業建設課	電話：0254-77-3115



ご相談ください。